

# 福島県「マイバッグ推進デー」実施要綱

福島県環境共生課

## 第1 趣旨

本県では、持続可能な循環型社会の構築により、豊かな自然を将来の世代にわたって継承し、快適な生活環境が保全された環境と共生する地域社会の実現を目指している。

また、東日本大震災からの復興にあたっては、県民、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体が共通認識の下、一丸となって省資源・省エネルギー活動に取り組むことが求められている。

このような現状の中、マイバッグ持参を推進し、レジ袋削減の取組みを進めることにより、ライフスタイルを見直し、廃棄物の減量化や地球温暖化対策としての温室効果ガス削減等、環境負荷の軽減を図り、もって循環型社会形成推進に寄与することを目的とする。

## 第2 実施時期及び実施内容

平成24年7月より毎月8日、9日を「県民の方々がお買い物にマイバッグを持参する日」として、マイバッグの持参、レジ袋の削減を推進する。

## 第3 実施地域

県内全域

## 第4 参加対象

県民、事業者（協力店）、消費者団体、行政機関

## 第5 参加者の役割

### 1 県民（消費者）

レジ袋の辞退やマイバッグの持参に努める。

### 2 事業者（協力店）

(1) 県が作成するポスターの掲示、店内放送等によりマイバッグの推進を消費者に呼びかける。

(2) 会計時のレジ袋使用の確認やマイバッグ持参の呼びかけ等により、マイバッグの推進に努める。

### 3 消費者団体

(1) 消費者に対するマイバッグ等の持参を呼びかける。

(2) 事業者が実施するマイバッグ等の推進を積極的に支援する。

#### 4 市町村

市町村の広報媒体とポスターによりマイバッグ持参の積極的な取組みを住民へ呼びかける。

#### 5 県

ア 県の広報媒体及びポスター、ホームページ等を活用し、マイバッグ持参の積極的な取組みを県民へ呼びかける。

イ PR用ビブスやポスターなどの啓発資材を協力店へ提供する。

ウ マイバッグ推進デーキャンペーンを実施する。

### 第6 実施方法

- 1 県広報誌やホームページ等により、県民・事業者への広報を行う。
- 2 「マイバッグ推進デー」に協力する事業所は「マイバッグ推進デー」協力申込書により県に申請する。
- 3 県は、協力事業所へ、マイバッグ推進デーのポスターや店内放送原稿等、啓発に必要な資材を配布する。
- 4 県は、協力事業所をホームページに掲載する。

### 第7 事務局

事務局は、福島県環境共生課内に置く。

### 附則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。